



## 資格取消要件

- 1 労働条件上の給与月額が「差引後の月額基準額」以上の時、または労働条件上の給与等の年額が「差引後の年額の基準額」以上になることが見込まれる時

→就職日または労働条件の変更日から資格取消し

- 
- 2 1以外の場合で、連続する12か月の給与等の額（賞与等は支給額の全額を支給月の収入とします。）の合計が、「差引後の年額の基準額」以上となった時

→差引後の年額の基準額以上となった月の初日から資格取消し

- 
- 3 1以外の場合で、給与等の額が3か月連続で「差引後の月額基準額」以上となった時

→連続して差引後の月額基準額以上となった最初の月の初日から資格取消し

※非課税の交通費は収入に含めません

※賞与等は支給額の全額を支給月の収入とします。